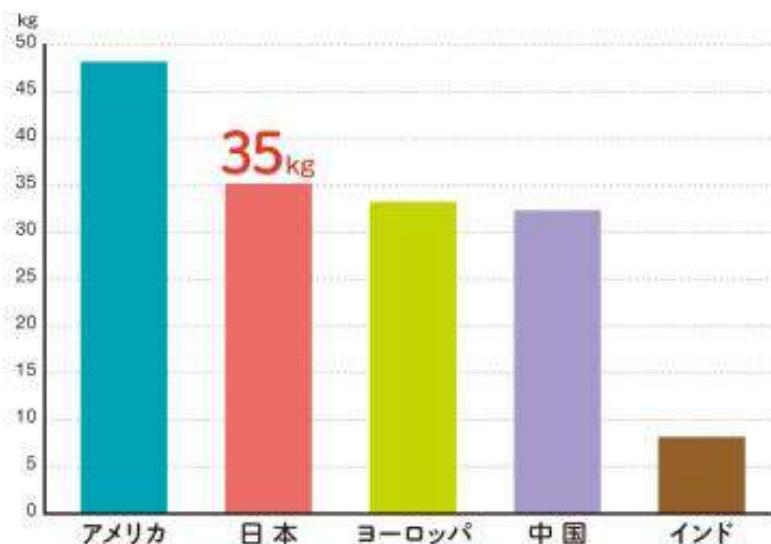


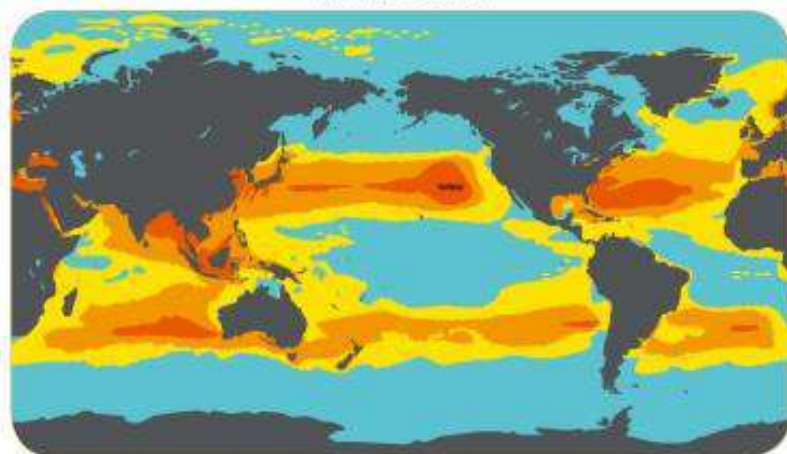
## プラスチックごみの世界ランキング

(1人当たり・kg・2018・「UNEP SINGLE-USE PLASTICS2018」より)



## マイクロプラスチックの密度の分布

(環境省・2018年)



黄色→茶色→赤色の順にマイクロプラスチックの密度が高い



## 日本のプラスチックごみの6割は 燃やされている

日本では、2017年に約900万トンのプラスチックごみが発生しているが、その86%が「有効利用」されたことになっている。この数字だけ見ると、多くの人はペットボトルがプラスチック製品に再生されたり、衣類などに生まれ変わったりしていると思うだろう。しかし、実際にはその58%が、燃やしてその熱の一部を使うだけの「サーマルリサイクル」だ。

ヨーロッパではサーマルリサイクルのことを「熱回収」といい、二酸化炭素を出して環境によくないからと、リサイクル率にはふくめていない。



## バーゼル条約でプラスチックごみの 輸出ができなくなる

日本のプラスチックごみの15%は、「資源」として中国を中心としたアジア各国に輸出されてきた。しかし、最大の受け入れ国だった中国が2017年末に輸入を禁止し、タイやマレーシアなども後につづいた。さらに有害廃棄物の国境を越えた移動を禁止する「バーゼル条約」で、プラスチックごみが新たに規制の対象となった(2021年発効)。

これまでアジア各国にプラスチックごみの処理をたよってきた先進国は、新たな対応を迫られている。ただ、プラスチックごみの1人あたり排出量が世界1多いアメリカはバーゼル条約に加盟していない。2番目に多いのは日本だ(30p上のグラフ)。

## 米、麦、大豆の種子を 国が管理する「種子法」

2018年4月、「種子法」が廃止となった。正式名称は「主要農作物種子法」。主要農作物とは、米、麦、大豆のことだ。

良質な種子を育てるためには膨大な手間とコストが必要で、ひとつの品種を開発するのに約10年、増やすには4年もかかる。そこで、生きるために欠かせない農作物の種子を、国民の財産としてまもっていきこうという考え方から、1952年に制定され、国が管理すると義務づけたのが「種子法」だ。それが廃止になった。

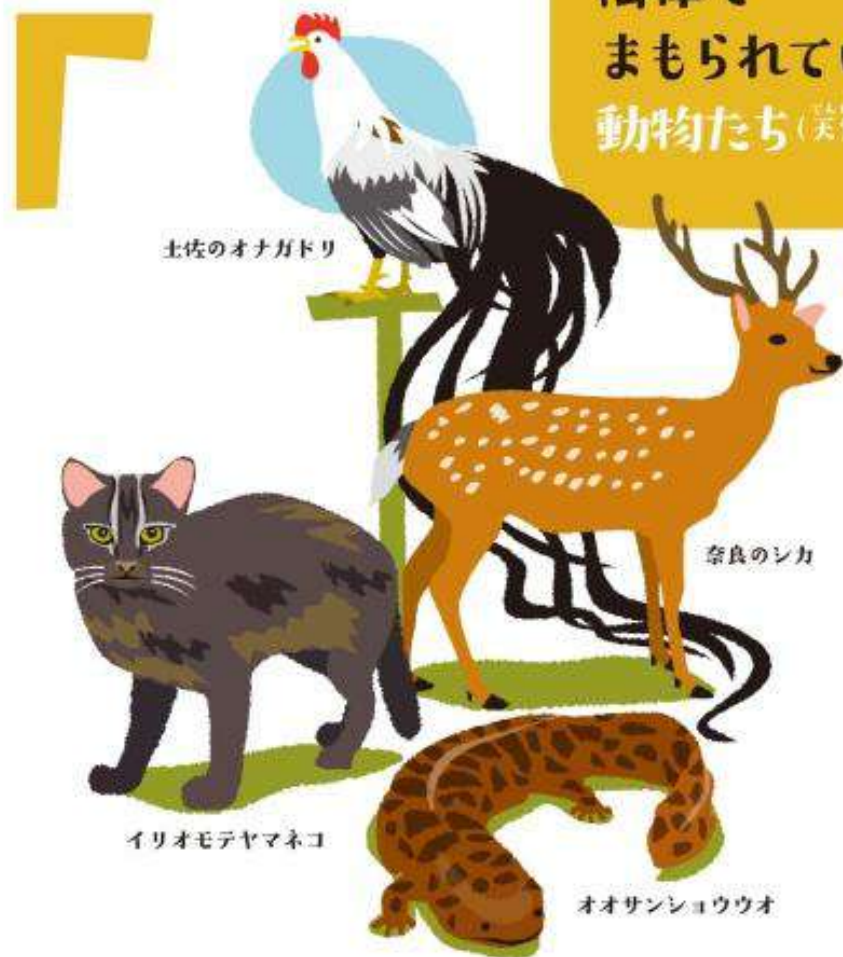
## 種子法の廃止は だれのため？

廃止の理由は、民間の活力を最大限に生かして開発する体制を整えることで、種子の価格を引き下げ、国際競争力を高めるためだという。

しかし、種子を育てる予算がなくなって、生産量が減り、都道府県によっては農家に安定的な供給ができなくなる地域も出てくる。また、特定の民間企業が種子の生産を独占し、かえって種子や肥料が値上がりしてしまうという指摘もある。

また、海外資本の企業が参入すれば、たくさんの遺伝子組み換え作物が日本の食卓に並ぶことになる、など種子法廃止による影響を心配する声は多い。そのため、国の種子法と同じ内容の条例を作る自治体が増えてきた(34p下の図)。

## 法律で まもられている 動物たち(天然記念物)



土佐のオナガドリ

奈良のシカ

イリオモテヤマネコ

オオサンショウウオ

- **文化財保護法** 1950年  
文化財を保存し、その活用を図る法律。
- **天然記念物**  
学術上貴重で日本の自然を記念する動植物で、文化財保護法で指定されたもの。
- **特別天然記念物**  
天然記念物のうち、とくに価値が高いものとして特別に指定されたもの。
- **種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)** 1992年  
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることを目的とする日本の法律。



## 日本とアメリカの戦争(太平洋戦争・1941年～1945年)

で亡くなった日本人230万人のうち、  
戦闘以外で亡くなった市民(非戦闘員)は  
約4割。



シエラレオネの内戦(1991年から2002年)で破壊された小学校。



## 戦争なら何をしてもいいわけではない

平和なときに、建物をこわすことや、人を傷つけることは罪となり罰を受ける。法律でそう決めている。しかし、戦争のときは、「敵」を殺すことや損害を与えることが許され、目的となる。通常の「ルール」がなくなり、何をしてもかまわないと考えてしまう。そのため、戦争では兵士以外の一般市民がたくさん犠牲になっている(6pのグラフ)。

こうした戦争をくり返してきて、戦争にも人として誰もがまもるべきルールが必要であるという考え方が生まれ、たくさんのきまりをつくってきた。それらをまとめて「国際人道法」と呼んでいる。

そこには戦争の被害を最小限にとどめ、残酷な戦い方をしないようにしようという願いがこめられている。



## 戦場のけが人を保護する約束

スイスの実業家アンリ・デュナンは、1859年にイタリア統一戦争で負傷者の救護をした。そのとき、負傷者は敵も味方も関係なく、同じように治療を受けるべきだと考え

- ・敵も味方もすべてのけが人、病人を救護すること
- ・そのための救護団体を各国につくること
- ・そのために国際的なルールをつくること

を呼びかけた。これがもとになって、救護団体である赤十字社がつくられ、1864年に国際人道法のひとつである「ジュネーブ条約」が調印された。